

感染性廃棄物の適正処理のために -被災地で医療活動に従事されている方へ-

感染性廃棄物（使用済みの注射針、脱脂綿、紙おむつ、人工透析器具等）は、堅牢な専用容器に入れ、専用の保管庫での保管が必要です。

震災の影響で専用容器が不足した場合や、保管場所が一杯になった場合等については、次のような対応をお勧めします。

●専用容器が足りない場合

身近にある容器等を代用してください。

- ・**注射針、メス等の鋭利なもの** 蓋やキャップができる空き缶・ビン等に入れる。
- ・**血液等の液状のもの** ポリタンク等の容器に入れる。
- ・**紙オムツ等の泥状のもの** 長期保管時の液漏れ防止やその後の運搬のため、二重のポリ袋に入れ、さらにダンボール箱等に入れる。
- ・**血液の付着した衣類等の固形物** 良質のポリ袋（二重のポリ袋が望ましい）に入れる。ポリ袋は必ず紐等で密封し、封をしたあとは決して開けたり、移し替えたりしない。運搬する際には破れ対策として、さらにダンボール箱等によって梱包する必要があります。
 - 1) 感染性廃棄物のうち鋭利なもののみを分別して保管することによって、容器の使用数が抑えられます。
 - 2) 使用した容器等には、「感染性廃棄物が入っていること、開けないこと、取扱いに注意すること」を表示してください。
 - 3) 感染性廃棄物は、焼却等の方法で滅菌処理することになりますので、それまで適正に保管してください。

●新たな保管場所が必要になった場合

次のことに留意してください。

- ・感染性廃棄物以外の廃棄物の混入がないように、仕切りを設ける等の措置を講じる。
- ・倉庫、空き部屋等の屋根と壁があって他人が立ち入らない場所が望ましい。
- ・屋外の場合は、ビニールシートを敷き、保管する感染性廃棄物が入った容器等の上部もビニールシートで覆って、雨水が内部に浸入しないようにする。
 - 1) 感染性廃棄物は必ず密閉できる容器等に入れてください。
 - 2) 新たな保管場所には、「感染性廃棄物保管場所」「関係者以外立ち入り禁止場所」であることを表示するとともに、管理者名や異常時などの連絡先を表示してください。

●その他、感染性廃棄物の適正処理については、環境省のホームページに掲載されている「感染性廃棄物処理マニュアル」をご参照ください。

環境省 HP : <http://www.env.go.jp/recycle/misc/kansen-manual.pdf>

当日本産業廃棄物処理振興センターでは、感染性廃棄物容器評価事業を行っており、適正な感染性廃棄物容器の普及促進を図っております。詳しくは当センターのホームページを参照ください。

日本産業廃棄物処理振興センターHP : http://www.jwnet.or.jp/assessment/youki_ichiran.html